

告示

埼玉県選管告示第二十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和四年四月十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

旧	新	
医療法人愛應会 院 騎西クリニック病	医療法人愛應会 騎西病院	施設の開設主体及び名称
一	埼玉県加須市日出安千三百十三番地	所在地